

1

## 法と自由の関係について

2018年7月12日(木)武生高校  
足立英彦(金沢大学)

2

いつか消えてなくなる, 君のすべてを

この眼に焼き付けておくことは

もう権利なんかじゃない, 義務だと思うんだ

野田洋次郎「スパークル」

3

### 目標と概要

#### 目標

1. 義務と自由の関係を理解する。
2. 憲法の役割を知る。

#### 概要

1. 様相文
  2. 様相の意味
  3. 可能世界
  4. 理想世界
  5. 自由
  6. 憲法の役割
- 参考文献

4

### 1 様相文

- ▶ 様相文: 様相(modality)を含む文
  - ▶ You **must** be hungry. You **must** study hard.
  - ▶ I think he **may** come. You **may** drive a motorbike.
- ▶ 様相: 文に対する話者・書き手の態度を表す。
  - ▶ 法的助動詞(modal auxiliary verb)で表される。

5

### 2 様相の意味

| 様相の意味               | must  | may   |
|---------------------|---|---|
| 知識の確かさの程度<br>(真理様相) | It is necessary that ....<br>...にちがいない<br>(必然性)           | It is possible that ....<br>...でありうる<br>(可能性)             |
| 義務感の程度<br>(義務様相)    | It is <b>obligatory</b> that ...<br>...は義務である<br>(規範的必然性) | It is <b>permitted</b> that ...<br>...は許されている<br>(規範的可能性) |
|                     | <b>O</b>  | <b>P</b>  |

6

### 3 可能世界(Possible World)

- 可能世界: ありうる世界(=不可能ではない世界)
- 現実世界において□X:  
「現実世界にとって可能なすべての世界においてX」
- 現実世界において◇X:  
「現実世界にとって可能なすべての世界のうち, 少なくとも一つの世界においてX」

X: 任意の文

7

## 必然性と可能性の関係

- $\Box X = \neg \Diamond \neg X$ 
  - 「Xは必然的である」=「Xでないことは不可能だ。」
  - 「すべての可能世界はXである」=「Xでない可能世界はない」
- $\Diamond X = \neg \Box \neg X$ 
  - 「Xは可能である」=「Xでないことは必然的でない。」
  - 「Xである可能世界が少なくとも一つある」  
=「すべての可能世界がXでないということはない」  
 $\neg$ : not(・・・でない。)

8

## 4 理想世界 (Ideal World)

- 理想世界: 理想的な世界
- 現実世界において  $\Box X$ :  
「現実世界にとって理想的なすべての世界において X」
- 現実世界において  $PX$ :  
「現実世界にとって理想的なすべての世界のうち、少なくとも一つの世界において X」

9

## 義務と許可の関係

- $\Box X = \neg P \neg X$ 
  - 「Xは義務的である」=「Xでないことは許されていない。」
  - 「すべての理想世界はXである」=「Xでない理想世界はない」
- $PX = \neg \Box \neg X$ 
  - 「Xは許されている」=「Xでないことは義務的でない。」
  - 「Xである理想世界が少なくとも一つある」  
=「すべての理想世界がXでないということはない」

10

## 真理様相文と義務様相文の違い

- 世界wにおいて  $\Box X$ :  
wから到達可能なすべての可能世界(wを含む)においてX
- 世界wにおいて  $\Box X$ :  
wから到達可能なすべての理想世界(wを含まない)においてX

11

## 補足1: 自然科学と法学の共通点

- 様相を含む文を対象とし、
  - 自然科学の例:  
「プレートが動くならば、地震が起こるに違いない。」  $\Box (A \rightarrow B)$
  - 法学の例:  
「他人の権利を侵害したならば、損害を賠償しなければならない。」  $\Box (A \rightarrow B)$
- その文が真である・正しいことを証明しようとする点。  
 $\rightarrow$ : If..., then...「もし～ならば、～である。」

12

## 自然科学と法学の相違

- 自然科学が描こうとする世界: すべての可能世界(この世界も含まれる)
- 法学が描こうとする世界: すべての理想世界(この世界は含まれない)
- 自然科学が証明しようとする文: 現実の世界の出来事についても言及。異なった現実があればその文は反駁される(偽である)。
- 法学が証明しようとする文: 現実の世界の出来事については言及せず。異なった現実があっても反駁されない(偽とは言えない)。

13

## 補足2: 日本語の「義務」

- Xを・しなけれ・ば・ならない
- Xを・しないことが・許され・ない
- $\neg P \rightarrow X$
  
- 不可不…(…せざる・べから・ず)
- 君子不可不學。(君子は学ばなければならない。)
- 不得不…(…せざるを・え・ない)
- 不得不跟你説“再見”了(あなたに「さよなら」を言わなければならない。)

14

## 5 自由

- 自由:
  - 作為(すること)が許されており、かつ、不作為(しないこと)も許されていること。
  - $PX \wedge P\neg X$
  - $\neg O\neg X \wedge \neg OX$

$\wedge$ : and (かつ)
  
- 不自由:
  - $\neg(PX \wedge P\neg X)$
  - $\neg(\neg O\neg X \wedge \neg OX)$
  - $O\neg X \vee OX$
  - 不作為が義務づけられている(=作為が禁止されている)、または、作為が義務づけられていること。

$\vee$ : or (または)

15

## 例: 信教の自由

- 信教の自由がある国では、、、
- 「仏教(キリスト教・イスラム教…)を信じる事が許されており、かつ信じないことも許されている」
  
- 信教の自由がない国では、、、
- 「仏教(キリスト教・イスラム教…)を信じる事が禁止されている、または義務づけられている」

16

## 補足: 権利

- aはbに対してXをする/しない義務を負っている。
- bはaに対して、Xをすること/しないことを求める権利を有している。
  
- 例1:
  - aは国に対して、納税の義務を負っている。
  - 国はaに対して、納税を求める権利を有している。
  
- 例2:
  - aは都道府県に対して、運転を許されている。(=運転をしない義務を負っていない。)
  - 都道府県はaに対して、運転をしないことを求める権利を有していない。

17

## 6 憲法の役割

- 国会の立法権限: 国会は、法律を定めることによって、国民に対して様々な行為(作為 or 不作為)を義務づけることができる。(憲41)
- 理由: 国会議員は選挙で選ばれている(国民の間接的同意がある)から

ただし

- 憲法が保障する自由を否定する法律は無効。

18

## 憲法が保障する自由

- 法律で制限できない自由
  - 精神的自由(内心の自由)
    - 思想・良心の自由(19条)
    - 信教の自由(20条)
    - 学問の自由(23条)
  - 精神的自由(表現の自由)
    - 表現・集会・結社の自由(21条)
  - 「経済的」自由
    - 職業選択、居住・移転の自由(22条)
  - 人身の自由
    - 自白をしなくてよい(38条1項)
  
- 法律で制限できる自由
  - その他のすべての行為。ただし、法律がない限り、法的にその自由が認められている(13条)。

19

## 本日のポイント

1. 様相文: 文に対する話者の態度を表す
2. 真理様相と義務様相: 必然性・可能性、義務・許可
3. 可能世界: 必然性と可能性の関係
4. 理想世界: 義務と許可の関係
5. 自由: 作為と不作為の許可
6. 憲法の役割: 法律より上位の憲法で重要な自由を定めておくことにより、国会が安易にその自由を制限しないようにすること。

20

## 歌詞の解釈

「いつか消えてなくなる, 君のすべてをこの眼に焼き付けておくことはもう**権利なんかじゃない**, 義務だと思うんだ」

「いつか消えてなくなる君のすべてをこの眼に焼き付けておくことは、ただ**許されているんじゃない**, 義務だと思うんだ」

21

## 憲法第13条

- すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求**に対する国民の権利**については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- All of the people shall be respected as individuals. **Their right to life, liberty** and the pursuit of happiness shall, to the extent that it does not interfere with the public welfare, be the supreme consideration in legislation and in the other governmental affairs.

22

## 文献紹介

- この講義をよりよく理解するために・・・
  - 三浦俊彦『可能世界の哲学』(日本放送出版協会, 1997年)
  - 戸田山和久『論理学をつくる』(名古屋大学出版会, 2000年)
- 法と自由の関係をよりよく理解するために・・・
  - ハンス・ケルゼン『民主主義の本質と価値』(岩波文庫, 2015年)
  - イェーリング『権利のための闘争』(岩波文庫, 1982年)

23

## 金沢大学オープンキャンパス

- キャンパスビジット(高2, 3年生対象)
  - 8月9日(木)半日または一日
  - 法学類: 概要説明+裁判劇 or 学生によるトークセッション
- スタディ・プログラム(高1, 2, 3年生対象)
  - 8月10日(金)
  - 模擬講義「ペナルティの本質ってどんなもの?」
- 申し込み: 7月31日正午まで(定員に達し次第、締切ります。)
- 詳しくは、法学類Webで。
- <http://law.w3.kanazawa-u.ac.jp/>

質問歓迎!  
足立英彦: hadachi@staff.kanazawa-u.ac.jp